失踪宣告取消

平成２９年（家）第４０１号

本籍茨城県北相馬郡利根町大字布川1833番地、住所神奈川県相模原市南区相武台１－13－１株式会社林間土木相模営業所
申立人（失踪者）　小川　芳男
昭和31年４月６日生
平成30年１月５日失踪宣告取消審判確定
横浜家庭裁判所相模原支部裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２９年（へ）第１号

大分県大分市乙津町１番16号
申立人　江藤酸素株式会社
代表者代表取締役　江藤　伸一
権利を争う旨の申述の終期　平成29年12月25日
平成29年12月28日　佐伯簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＣＡ057484
金額　4,342,473円
支払期日　平成29年12月25日
支払地　大分県佐伯市
支払場所　株式会社大分銀行佐伯長島支店
振出日　平成29年８月21日
振出地　大分県佐伯市
振出人　大和鉄工株式会社　代表取締役　石田　和久
受取人　江藤酸素株式会社
最終所持人　江藤酸素株式会社

平成２９年（へ）第１号

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。
北海道虻田郡倶知安町字琴平282番地
申立人　表　秀次郎
権利の届出の終期　平成29年12月25日
平成29年12月26日　岩内簡易裁判所
（別紙）　目　録
１⑴土地　虻田郡倶知安町字琴平273番１
田　6210平方メートル
⑵土地　虻田郡倶知安町字琴平273番２
田　4326平方メートル
⑶土地　虻田郡倶知安町字琴平273番４
田　3361平方メートル
⑷土地　虻田郡倶知安町字琴平273番５
田　66平方メートル
２上記⑴から⑷までの土地に設定された賃借権の登記内容
⑴登記の目的　賃借権設定
⑵受付年月日番号　昭和５年10月14日札幌法務局倶知安支局受付第1659号
⑶原因　昭和５年９月３日設定
⑷借賃　金230円
⑸支払期　毎年11月30日
⑹存続期間　10年
⑺賃借権者　虻田郡倶知安町北三線西38番地　僧都　譽三

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第３２０号

北海道紋別市港町４丁目１番８号
債務者　被相続人亡五十嵐光雄相続財産
相続財産管理人　高橋　榮助
１　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田村　秀樹
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第１６３号

福島市東中央１丁目15番地の２　チサンマンション東中央306号
債務者　松本　弘子
１　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　槇　　裕康
４　破産債権の届出期間　平成30年２月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月10日午前11時
６　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第９７号

千葉県茂原市早野1420番地９
債務者　所　兼太郎
１　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松本　知世
４　破産債権の届出期間　平成30年２月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月28日午後２時45分
６　免責意見申述期間　平成30年３月21日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第２１０号

青森市大字新城字平岡255番地27
債務者　吉崎　正貴
１　決定年月日時　平成30年１月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　清水　和秀
４　破産債権の届出期間　平成30年２月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月18日午後２時
６　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３８７号

奈良県生駒郡平群町若葉台３－７－５、住民票上の住所奈良県生駒郡平群町春日丘２丁目15番15号
債務者　衛藤　　剛
１　決定年月日時　平成30年１月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤木　秀行
４　破産債権の届出期間　平成30年３月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月17日午前10時10分
６　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１９６３号

名古屋市港区新茶屋３丁目1012番地
債務者　酒井　明夫
１　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西脇　明典
４　破産債権の届出期間　平成30年２月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月25日午前10時20分
６　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４３号

千葉県南房総市吉沢548番地１
債務者　伴流　忠夫
１　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　金城未来彦
４　破産債権の届出期間　平成30年２月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月27日午後２時
６　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２９年（フ）第１８２号

広島県福山市野上町２丁目15番６号
債務者　井上善由紀
１　決定年月日時　平成30年１月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　沼田　大助
４　破産債権の届出期間　平成30年２月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月20日午前11時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係